

川俣事務所 かわら版 No.96 (2021.11)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16 TEL 03-3889-1706 FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774 e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

雇用調整助成金の特例措置について

新型コロナウイルス感染拡大に伴って延長されている雇用調整助成金の特例措置について、令和4年1月から3月までの助成内容がプレス発表されました。(表のとおり)

		令和3年5月～12月	令和4年1,2月	令和4年3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 上限 13,500円	4/5 (9/10) <u>上限 11,000円</u>	4/5 (9/10) <u>上限 9,000円</u>
	地域特例	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (10/10) 上限 15,000円
	業況特例	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (10/10) 上限 15,000円

(カッコ内は、解雇等を行っていない場合の支給率です)

※ 業況特例とは、生産指標(売上高等)が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期比30%減少している事業主をいいます。

(令和4年1月～3月は、前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少)

なお、既に業況特例対象事業主においても、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その際に再度確認することとなります。

傷病手当金の支給期間が通算化されます(令和4年1月1日)

傷病手当金の支給期間は、現在支給開始日から起算して1年6ヵ月に達する日までですが、令和4年1月1日からは、通算して1年6ヵ月に達する日までとなります。

これにより、傷病のため就労することができなかった者が一度復帰して、再度お休みになる場合も1年6ヵ月間の給付を受けるまでは支給対象とすることができるようになります。

令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6ヵ月を経過していない傷病手当金が対象です。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設(令和4年1月1日スタート)

現在、雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の要件を満たす場合に適用されます。

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して、以下の適用要件を満たす場合に、本人がハローワークに申し出ることにより、雇用保険被保険者になることができる制度です。

加入後は、通常の雇用保険被保険者と同様、任意に脱退できません。

《要件》

1. 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者
2. 2つの事業所の労働時間の合計が1週間の所定労働時間が20時間以上
(1つの事業所における所定労働時間は1週5時間以上20時間未満)
3. 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上